

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構大学・高専機能強化支援事業選定委員会  
規則

令和5年4月13日  
規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条の3に規定する助成業務の実施に関する方針（令和5年4月13日文部科学大臣認可。以下「実施方針」という。）の一の（2）①及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構組織運営規則（平成16年規則第1号。以下「運営規則」という。）第21条の3第6項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学・高専機能強化支援事業選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期等)

第2条 運営規則第21条の3第2項に規定する委員の任期は2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営規則第21条の3第3項に規定する専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員の構成)

第3条 委員会の委員及び専門委員は、実施方針の一の（2）①に基づき、文部科学省と協議のうえ、以下に掲げる者から選定することとする。

- 一 大学等の高等教育機関の長又はこれに準ずる者
- 二 大学等を設置する法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者
- 三 人文科学、社会科学又は自然科学に関する学識を有する者
- 四 高等教育政策及び科学技術・イノベーション政策に関する知見を有する者
- 五 前各号のほか、機構長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急その他やむを得ない理由により委員会の会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決とすることができる。

5 前項の規定により議決を行った場合は、委員長が次の会議において報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、助成事業部事業推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月13日から施行する。